

個別施策⑱ 障害等のある子どもへの専門相談の推進 **重点的な取組**

現状と課題

相談支援に関する調査結果で「18歳未満の方と保護者の方」からの回答では「専門性の高い相談」に対する要望が最も高くなっています。区では子ども総合センターや保健センター、教育センター教育相談室が専門性を発揮した相談を受け付けています。

個別施策の方向

子ども総合センターは、児童コーナーや学童クラブも併設された開かれた児童施設であり、区民の誰もが気軽に相談できる環境にあります。発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査等を実施します。集団指導、理学療法士（PT）・言語聴覚士（ST）・作業療法士（OT）・心理指導員（臨床心理士等）による個別指導、家族への支援の充実を図り、専門性の高い相談を行っていきます。今後は、令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目途に児童発達支援センターに機能拡充していきます。

子どもの将来を見越しながら、発達や障害の状況等に応じて、一人ひとりの子どもが適切な教育を受け、可能性を最大限に伸ばさせることができるように、就学時だけでなく、就学後も保護者が気軽に相談できるよう就学相談による支援の充実が求められます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）

教育支援課における事業

- ・ 就学相談

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害児相談支援
- ・ 計画相談支援